

# 仕 様 書

1. 件 名：緑ヶ丘霊園繁忙期仮設トイレ賃貸借

2. 場 所：川崎市高津区下作延 1,241 番地

3. 内 容：

(1) 仮設ペダル式軽水洗便所（設置場所：34区）

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| (ア) 7月盆（和洋式各1基、設置・撤去含む、6日間）   | 2基 |
| (イ) 8月盆（和洋式各1基、設置・撤去含む、10日間）  | 2基 |
| (ウ) 9月彼岸（和洋式各1基、設置・撤去含む、12日間） | 2基 |
| (エ) 3月彼岸（和洋式各1基、設置・撤去含む、10日間） | 2基 |

(2) 仮設水洗便所（設置場所：噴水広場）

- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| (ア) 3月下旬花見                       | 3基 |
| （和式3基、設置・撤去・仮設給排水接続：5m内外含む、10日間） |    |

4. 注意事項：

- (1) 設置に際しては、転倒防止の措置を十分に図るものとする。
- (2) 仮設ペダル式軽水洗便所は、1基当たりが、水槽18リットル・便槽370リットル以上とする。
- (3) 仮設ペダル式軽水洗便所の汚物汲み取りは、撤去前に市で行うものとする。
- (4) 仮設水洗便所は、仮設便所から既設給水管および既設汚水枡への接続を含むものとし、それに必要な資材等は請負者の負担するものとする。

# 案内図



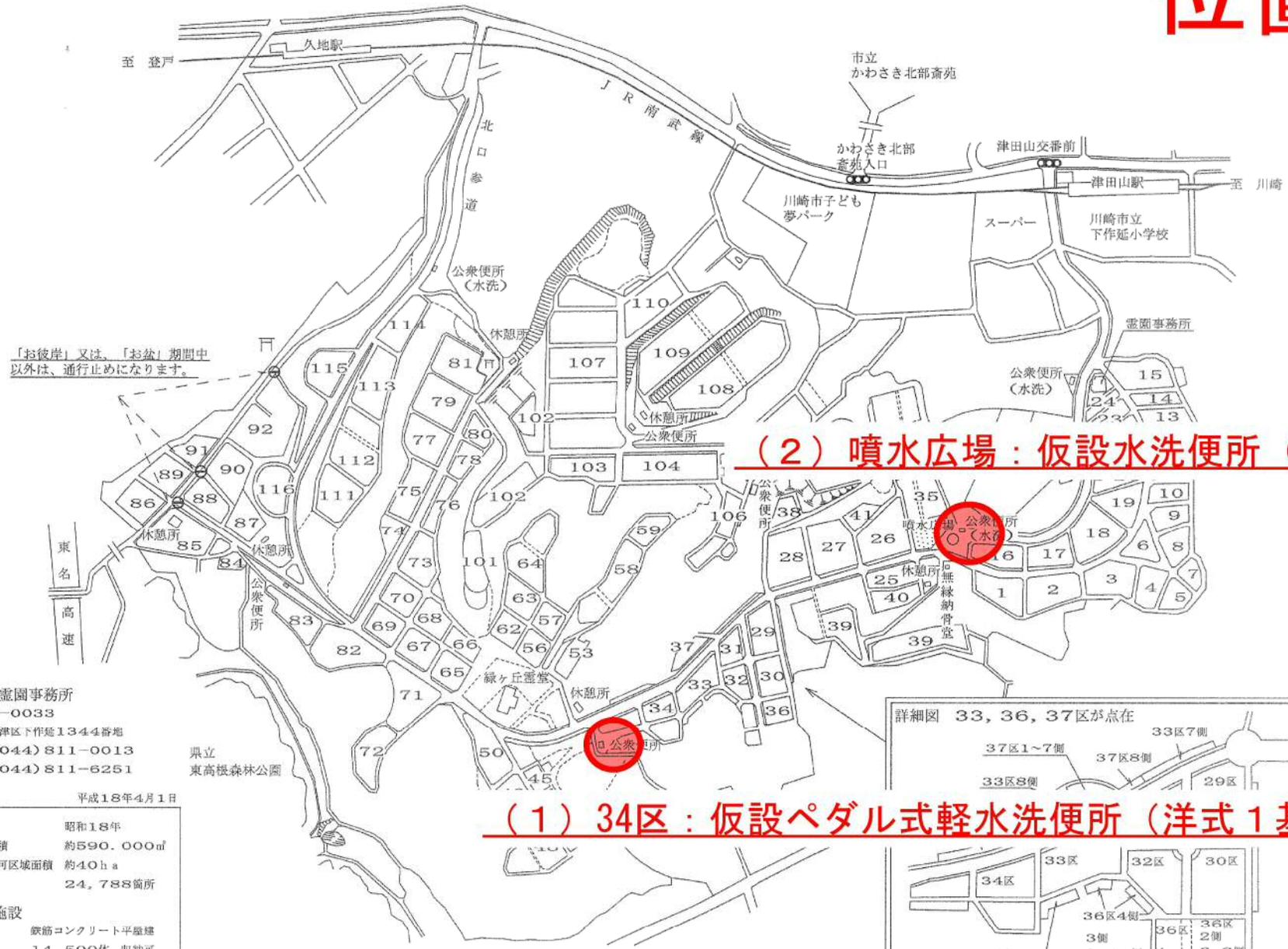
緑ヶ丘霊園

高津区

宮前区

井田山特別緑地保全  
地区市民の健康の森  
井田

# 位置図



「お彼岸」又は、「お盆」期間中  
以外は、通行止めになります。

**(2) 噴水広場：仮設水洗便所（和式3基）**

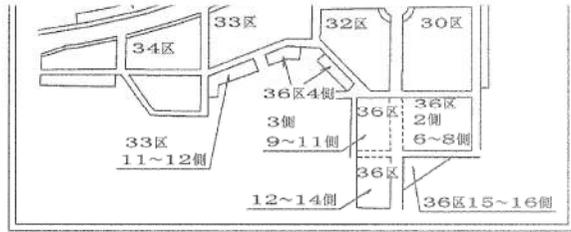
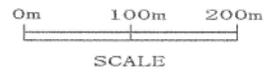
**(1) 34区：仮設ペダル式軽水洗便所（洋式1基、和式1基）**

川崎市霊園事務所  
〒213-0033  
川崎市高津区下作延1344番地  
TEL (044) 811-0013  
FAX (044) 811-6251

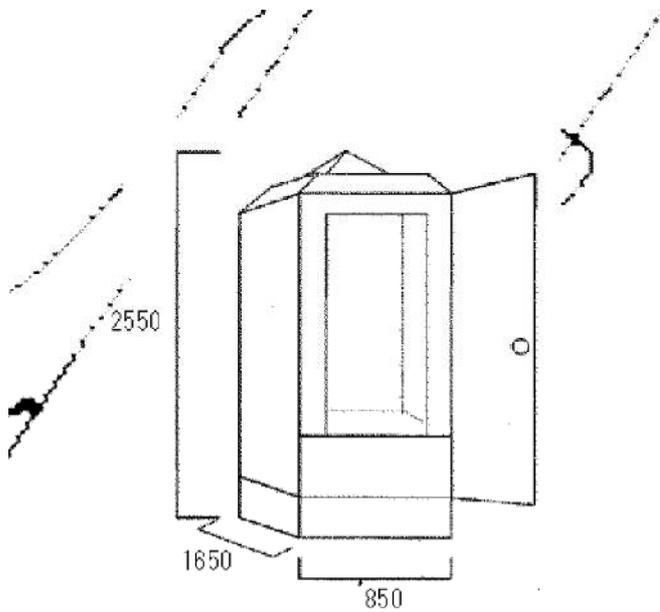
県立  
東高根森林公園

平成18年4月1日

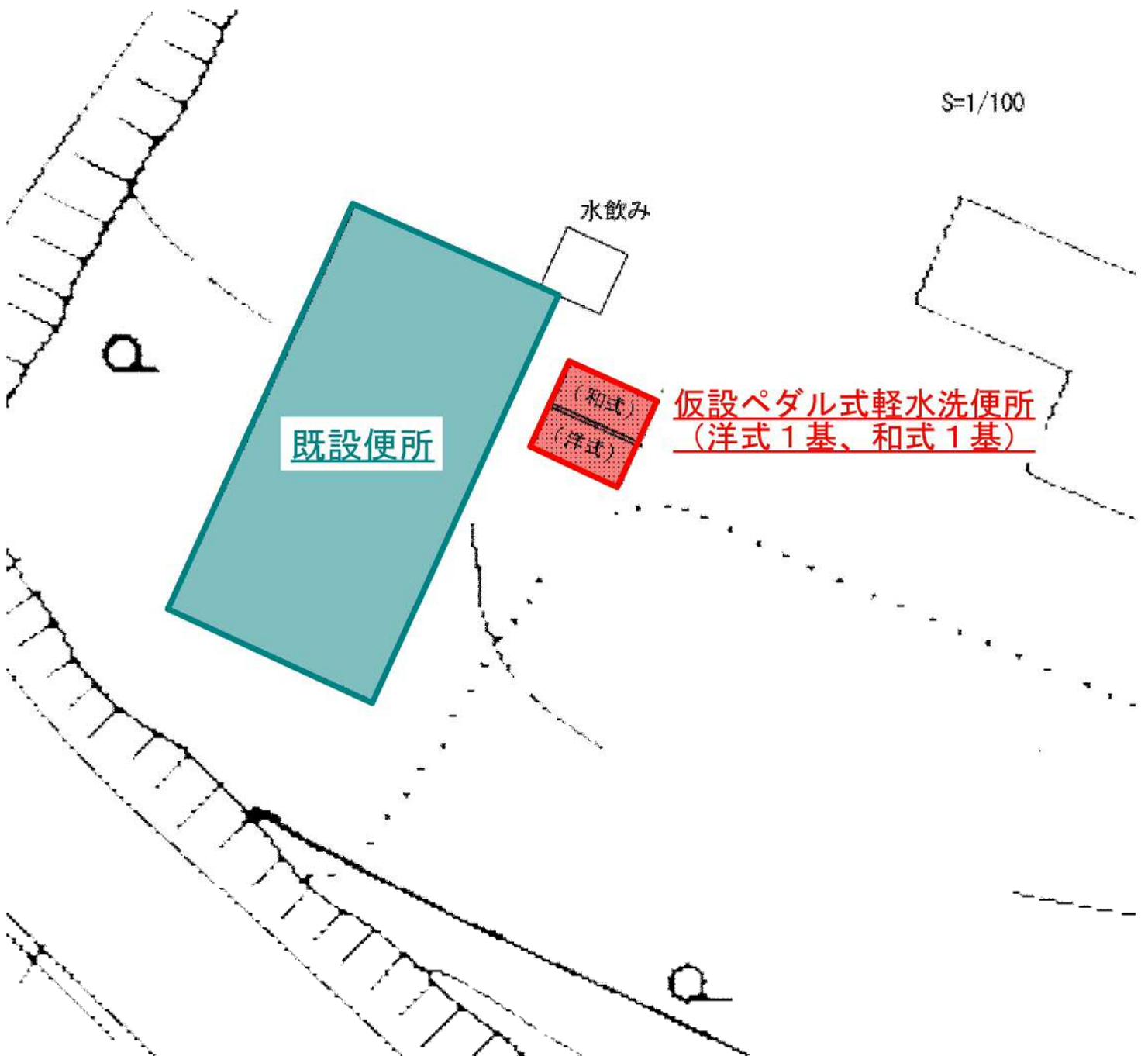
開設	昭和18年
計画面積	約590.000㎡
事業許可区域面積	約40ha
墓所数	24,788箇所
<b>主要施設</b>	
事務所	鉄筋コンクリート平屋建
霊堂	14,500体 収納可
休憩所	6箇所
公共便所	7箇所（うち3箇所水洗）
無線納骨堂	健康福祉局所管
ソメイヨシノ	約600本



# 平面図 (34区)



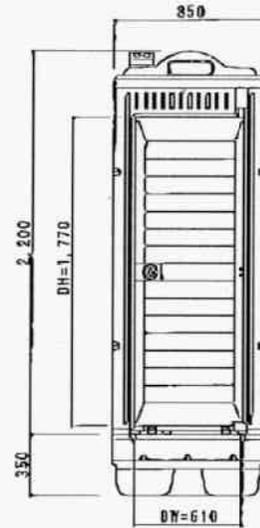
《仮設トイレ 簡易図》



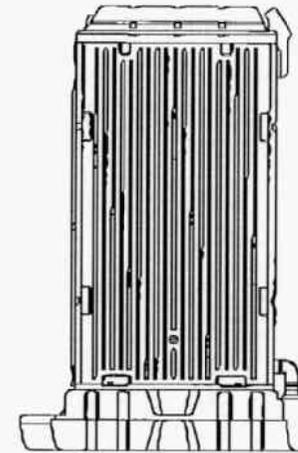
## 軽水洗トイレ (和式) お盆・彼岸時期設置※



平面図 S=1/30



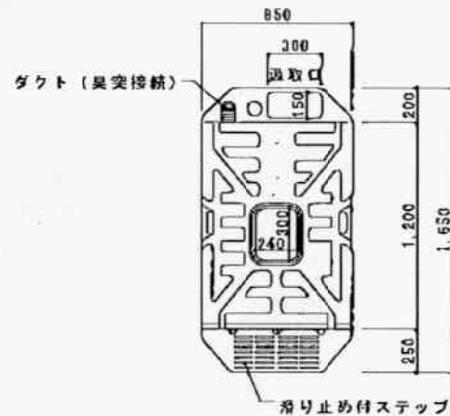
A 立面図 S=1/30



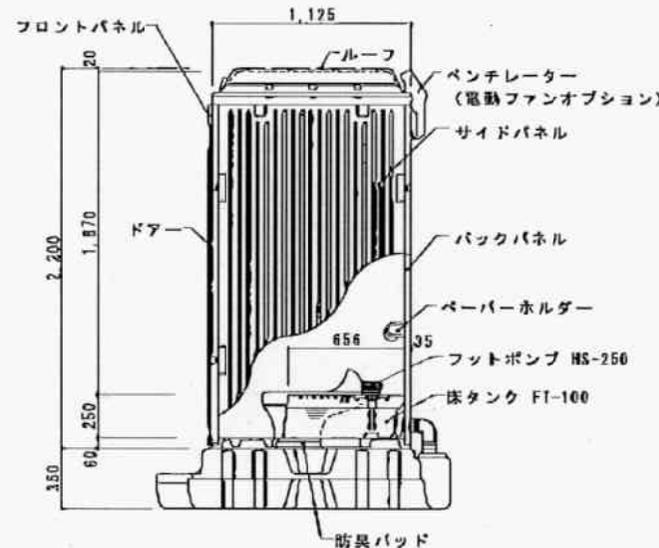
D 立面図 S=1/30



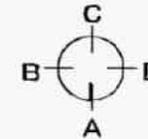
C 立面図 S=1/30



タンク平面図 S=1/30



断面図 S=1/30

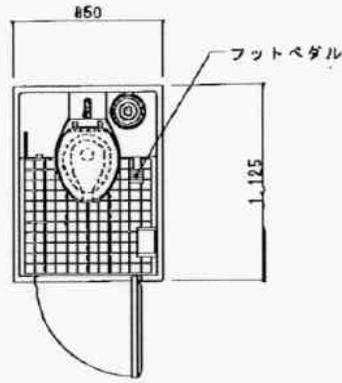


### ●PLAST EX-AQP (据置式和式簡易水洗)

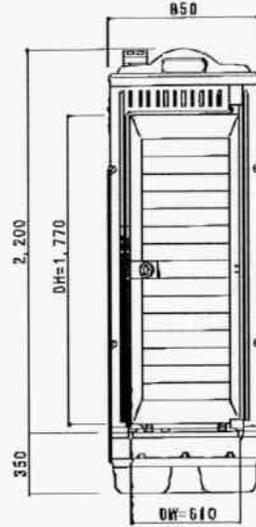
屋根・天井	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空)	成形品
サイドパネル	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空)	成形品 t=35mm
バックパネル	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空)	成形品 t=35mm 臭突一体成形
フロントパネル	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空)	成形品 t=35mm
ドア	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空)	成形品 t=35~50mm
床・土台	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空)	成形品 t=60mm
トイレ ユニット	衛生器具	陶器製簡易水洗大便器	
	洗浄水槽	ポリエチレン製水タンク FT-100	
	洗浄ポンプ	足踏み式ポンプ HS-250 250cc / 1ストローク	
取立ボルト	ステンレス製 M8 ボルトナット		
タンク	ポリエチレン製 450mm容量タンク		
オプション	専用電動ファン・凍結防止ヒーター AFH-2 100V 100W		

※ 仕様に変更がある場合は、再度図面を提出させていただきます。

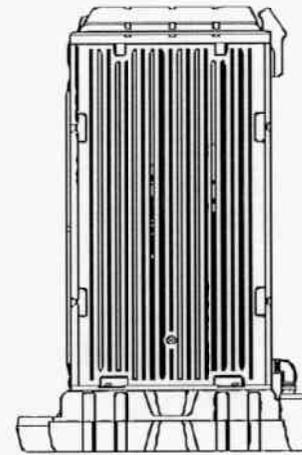
# 軽水洗トイレ (洋式) お盆・彼岸時期設置



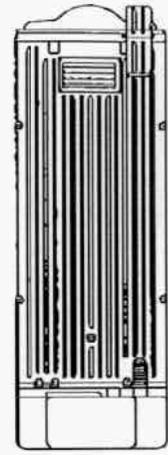
平面図 S=1/30



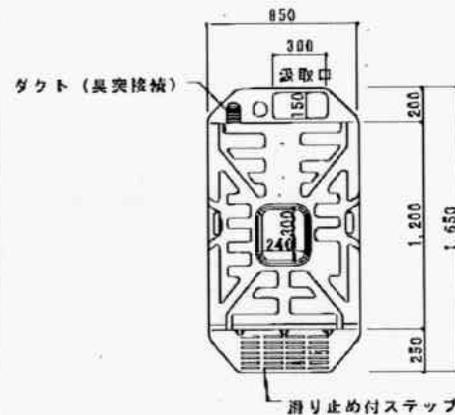
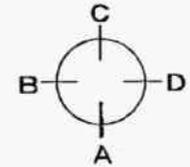
A 立面図 S=1/30



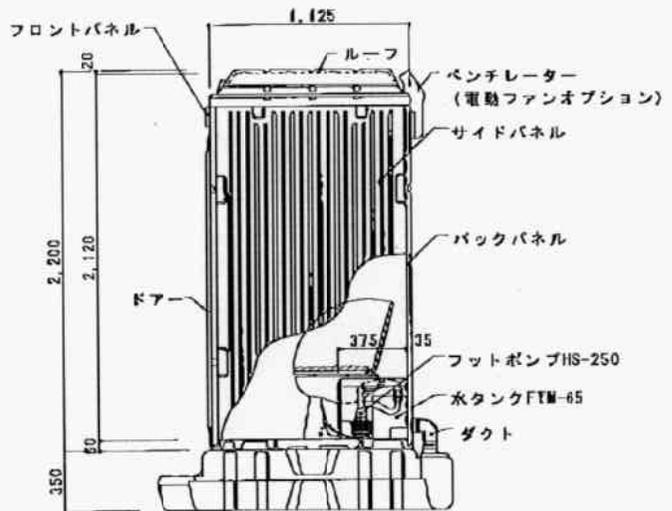
D 立面図 S=1/30



C 立面図 S=1/30



タンク平面図 S=1/30



断面図 S=1/30

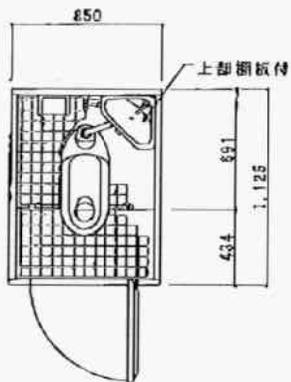
● PLAST EX-AWOP (軽便式洋式簡易水洗)

屋根・天井	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空) 成形品
サイドパネル	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空) 成形品 t=35mm
バックパネル	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空) 成形品 t=35mm
フロントパネル	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空) 成形品 t=35mm
ドア	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空) 成形品 t=35-50mm
床・土台	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空) 成形品 t=60mm
便器器具	陶製洋式簡易水洗便器	
洗浄水箱	ポリエチレン製	水タンク FTM-65
洗浄ポンプ	足踏み式ポンプ	HS-250 15000/分 ストローク
組立ボルト	ステンレス製 M8 ボルトナット	
タンク	ポリエチレン製	150 型設置タンク
オプション	専用電動ファン・凍結防止ヒーター AFH-2 100V 100W	

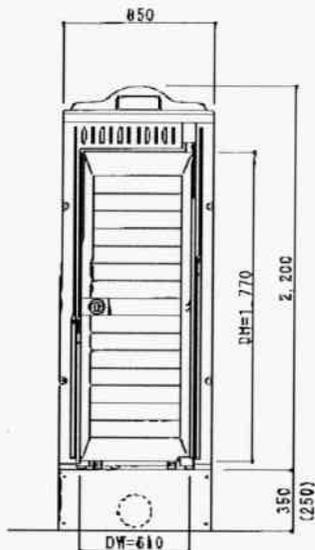


# 水洗トイレ (和式) 花見時期設置

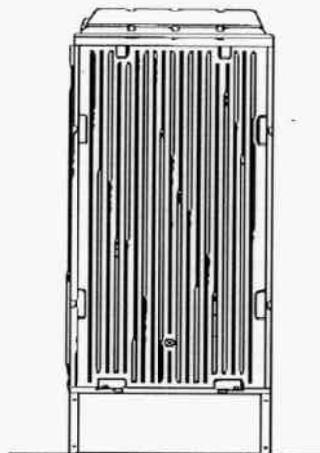
参考資料



平面図 S-1/30



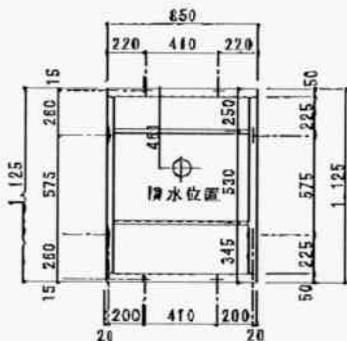
A 立面図 S-1/30



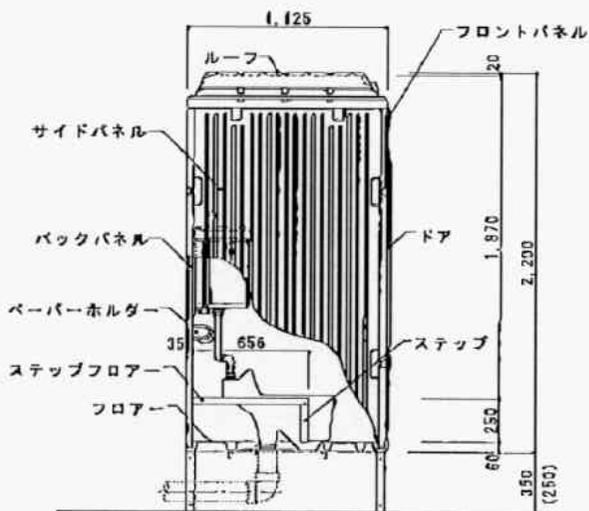
D 立面図 S-1/30



C 立面図 S-1/30

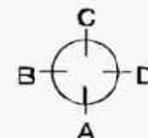


架台図 S-1/30



※カッコ内はC型架台寸法

断面図 S-1/30



## ●PLASTeX-AS (水洗)

屋根・天井	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空) 成形品
サイドパネル	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空) 成形品 t=35mm
バックパネル	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空) 成形品 t=35mm
フロントパネル	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空) 成形品 t=35mm
ドア	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空) 成形品 t=35mm~50mm
床・土台	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空) 成形品 t=60mm
衛生器具	陶器製和風洗剤	床上給水用便器・樹脂製ロータンク
組立ボルト	ステンレス製	N8ボルトナット
付属品	棚板 (ポリエチレン製)・ベーパーホルダー・レセップ	
架台	スチール製架台	H=350 (250)
オプション	寒冷地用大便器ヒーター	

# 緑ヶ丘霊園繁忙期仮設トイレ清掃業務委託 特記仕様書

## 1. 清掃実施時間

午前中とする。

## 2. 履行場所

別紙図面のとおりとする。

## 3. 履行期間

別紙予定表のとおりとする。

## 4. 清掃実施回数

別紙予定表のとおりとする。

## 5. 清掃業務委託内容

- (1) 便器、扉、床等を、洗浄及び拭き取り等により清掃を行う。
- (2) トイレ内外の壁等の落書きを除去すること。
- (3) 便器の詰まりを除去すること。
- (4) 屑入れ、汚物入れ等のごみを処理すること。
- (5) 天井、壁、棚、換気扇、照明器具、天窓等の汚れ等を除去すること。
- (6) 清掃時にトイレットペーパーを補充し、常に使用できるようにすること。
- (7) 仮設ペダル式軽水洗便所については、水槽の水を補充し常に使用できるようにすること。
- (8) 故障等により使用不可能になった時は、貼り紙等により「使用禁止」の表示をし、速やかに監督員に報告すること。
- (9) 最終日の清掃終了後、入口ドアを封鎖し使用できないようにすること。
- (10) その他、本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じたときは、監督員に照会し、その内容を理解し遺漏のないように行うこと。

## 6. 作業記録

作業記録（A4 サイズ）を作成する。作業記録は毎月、業務終了後 2 部作成のうえ監督員に 1 部報告書を提出すること。

## 7. 業務用電気・水道

業務遂行に係わる電気、水道水は市の指定する場所より使用し、これらは無償支給するものとする。

## 8. その他

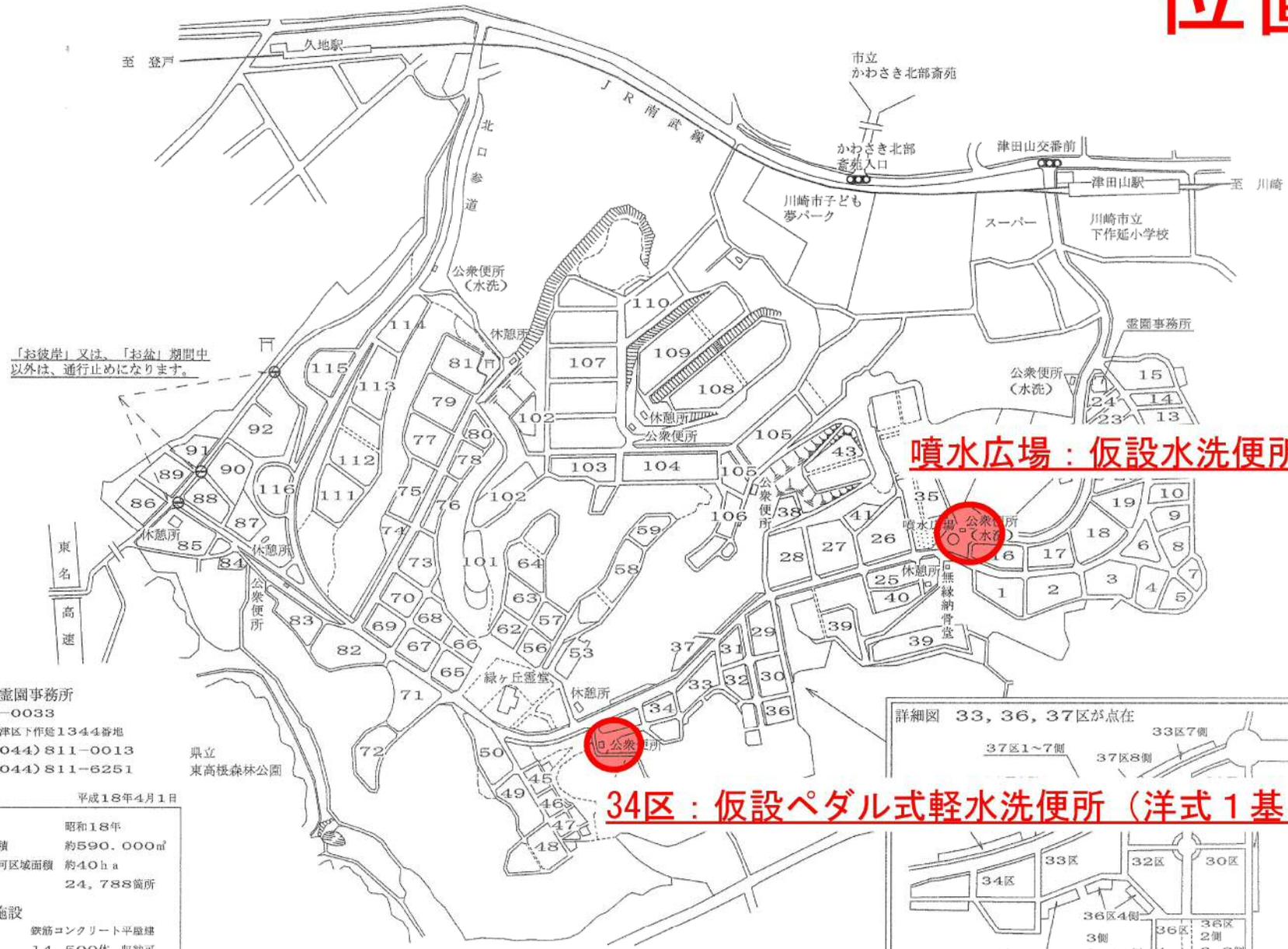
- (1) 清掃に使用する消耗品（トイレットペーパー、清掃用具、薬剤等）は受託者負担とし、作業内容に最も適したものを使用すること。
- (2) 作業員に対する安全教育を行うこと。作業時は、公園利用者などに十分注意すること。第三者に損害を与えた場合はその責を負うこと。
- (3) 作業時は、利用者に不快感を与えないこと。
- (4) 作業時は、外部から見やすい場所に「清掃作業中」の看板を表示すること。
- (5) 作業員は、作業中、常に一定の作業服を着用すること。
- (6) 清掃実施中に設備等を破損した時は、速やかに監督員に報告し、その指示に従い原型復旧をすること。この費用は受託者負担とする。
- (7) 作業員は、本業務内で知り得た市の業務に関する情報を他人に漏らしてはならない。
- (8) 施工上、当然に必要な軽易な事項については、請負者の負担で処理すること。

# 案内図



緑ヶ丘霊園

# 位置図



「お彼岸」又は、「お盆」期間中  
以外は、通行止めになります。

**噴水広場：仮設水洗便所（和式3基）**

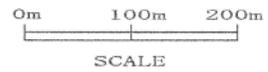
**34区：仮設ペダル式軽水洗便所（洋式1基、和式1基）**



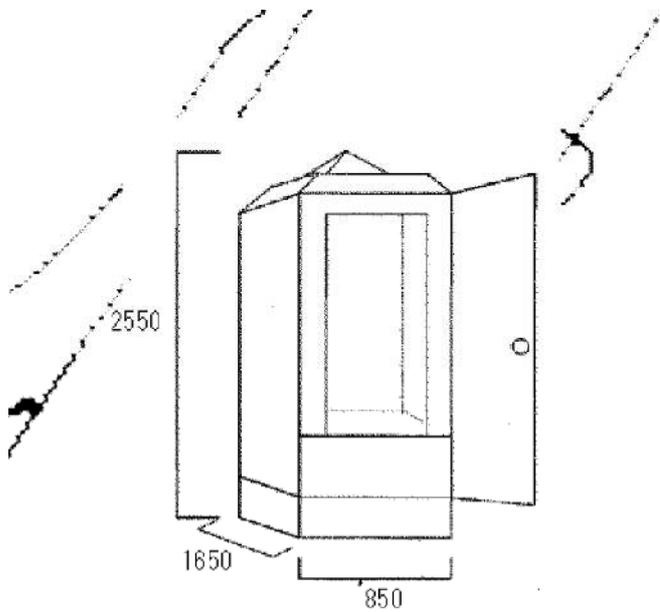
川崎市霊園事務所  
〒213-0033  
川崎市高津区下作延1344番地  
TEL (044) 811-0013  
FAX (044) 811-6251

平成18年4月1日

開設	昭和18年
計画面積	約590.000㎡
事業許可区域面積	約40ha
墓所数	24,788箇所
主要施設	
事務所	鉄筋コンクリート平屋建
霊堂	14,500体 収納可
休憩所	6箇所
公共便所	7箇所 (うち3箇所水洗)
無線納骨堂	健康福祉局所管
ソメイヨシノ	約600本



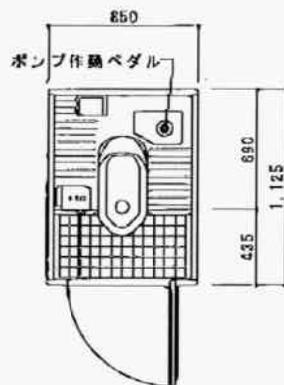
# 平面図 (34区)



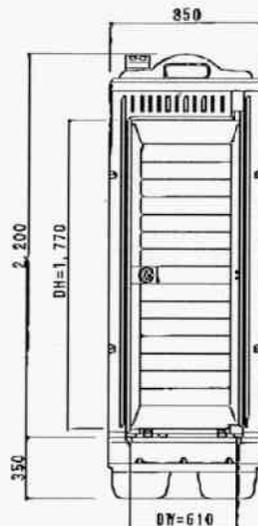
《仮設トイレ 簡易図》



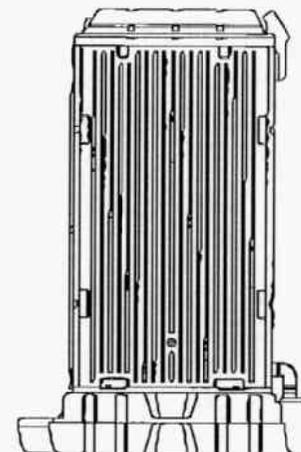
## 軽水洗トイレ (和式) お盆・彼岸時期設置※



平面図 S=1/30



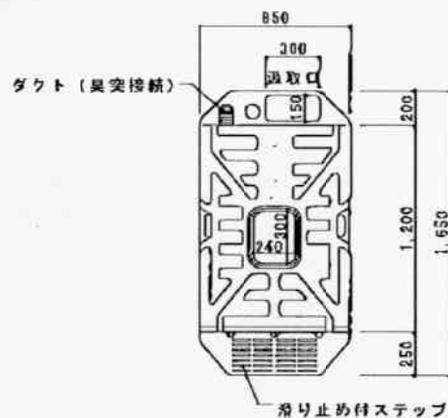
A 立面図 S=1/30



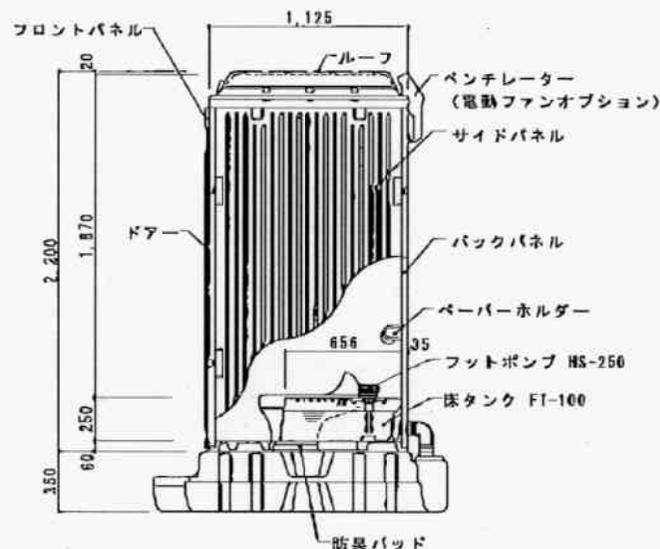
D 立面図 S=1/30



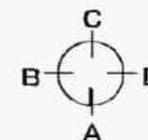
C 立面図 S=1/30



タンク平面図 S=1/30



断面図 S=1/30



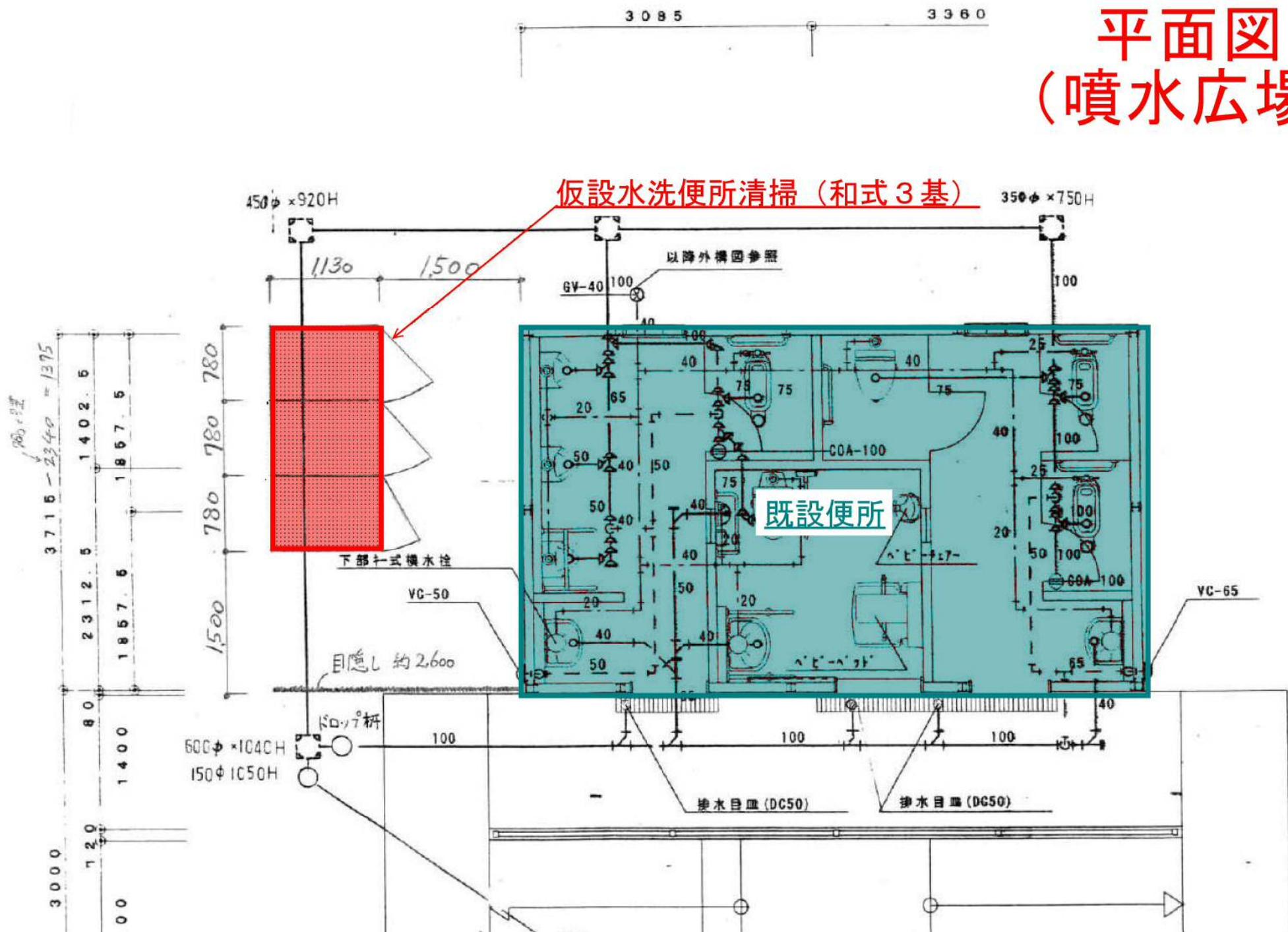
### ●PLAST EX-AQP (据置式和式簡易水洗)

屋根・天井	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空)	成形品
サイドパネル	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空)	成形品 t=35mm
バックパネル	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空)	成形品 t=35mm 臭突一体成形
フロントパネル	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空)	成形品 t=35mm
ドア	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空)	成形品 t=35~50mm
床・土台	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空)	成形品 t=60mm
衛生器具	陶器製	簡易水洗大便器	
	洗浄水槽	ポリエチレン製	水タンク FT-100
	洗浄ポンプ	足踏み式ポンプ	HS-250 250cc / 1ストローク
取立ボルト	ステンレス製	M8 ボルトナット	
タンク	ポリエチレン製	450mm容量タンク	
オプション	専用電動ファン・凍結防止ヒーター	AFH-2 100V 110W	

※ 仕様に変更がある場合は、再度図面を提出させていただきます。

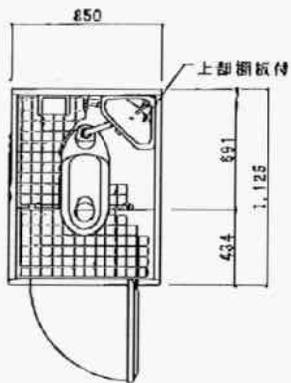


# 平面図 (噴水広場)

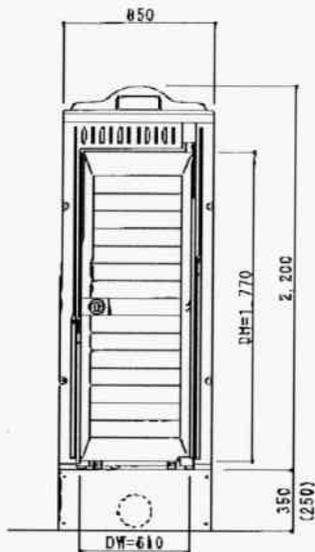


# 水洗トイレ (和式) 花見時期設置

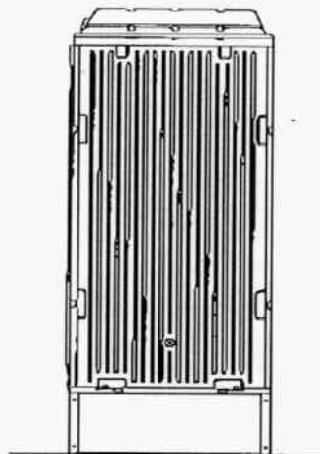
参考資料



平面図 S-1/30



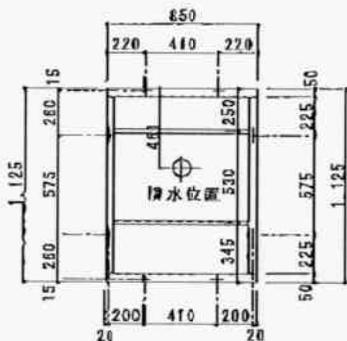
A 立面図 S-1/30



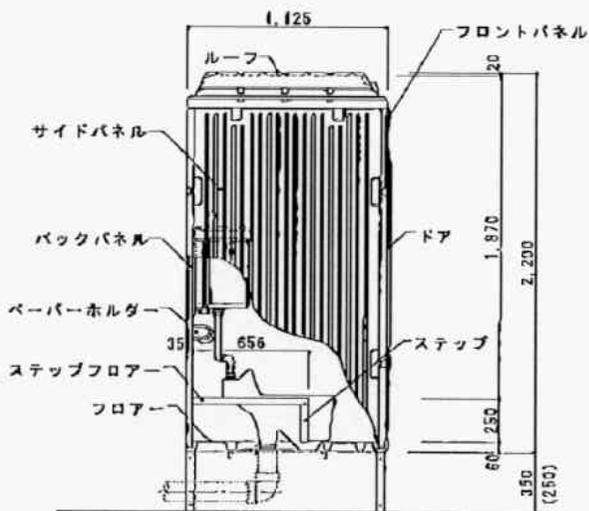
D 立面図 S-1/30



C 立面図 S-1/30

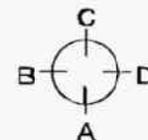


架台図 S-1/30



※カッコ内はC型架台寸法

断面図 S-1/30



## ●PLASTeX-AS (水洗)

屋根・天井	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空) 成形品
サイドパネル	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空) 成形品 t=35mm
バックパネル	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空) 成形品 t=35mm
フロントパネル	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空) 成形品 t=35mm
ドア	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空) 成形品 t=35mm~50mm
床・土台	ポリエチレン製	ダブルウォール (中空) 成形品 t=60mm
衛生器具	陶器製和風洗剤	床上給水用便器・樹脂製ロータンク
組立ボルト	ステンレス製	N8ボルトナット
付属品	棚板 (ポリエチレン製)・ベーパーホルダー・レセップ	
架台	スチール製架台	H=350 (250)
オプション	寒冷地用大便器ヒーター	

# 仕 様 書

## 1 件名

霊園内墓参バス運行業務委託

## 2 履行場所

川崎市緑ヶ丘霊園（川崎市高津区下作延1241）

## 3 概要

9月、3月の各彼岸時の2日間（計4日間）緑ヶ丘霊園墓参者を対象とする園内循環バスを運行する。

## 4 委託内容

### (1) 業務内容

#### ア バス運行業務

受託者が確保する運転手により定められた経路のバスを運行する。

また、バス乗客に運行時間、下車バス停等の案内業務及びバス発着時刻、乗客数の記録を行うものとする。

#### イ 停留所案内業務

運転手の業務中において、来園者に対し、行き先に応じた乗降場所の軽易な案内業務を行う。

### (2) 車両

マイクロバス（中型自動車）定員20名以上（補助席を除く） 2台/日 計8台

### (3) 運行ルート

別紙のとおり

### (4) 運行日程及び時間

平成24年9月20日、21日 8時30分～17時30分

平成25年3月21日、22日 8時30分～17時30分 計4日間

運行時間は原則上記時間までとするが、緑ヶ丘霊園内の交通渋滞等により帰着時間が超過する場  
合においても乗客の降車を確認するまでは引き続き運行するものとする。

バス発着の予定時刻については、別紙のとおりとする。

### (5) 運行本数

2台での往復運行により、15～20分に1便程度とする。

### (6) 諸経費

燃料費等のバス運行に係る諸経費については受託者負担とする。

### (7) その他

#### ア 下見について

幅員の狭い箇所があるため、運行ルート、バス停位置等を事前に必ず確認すること。

#### イ 資格について

当該車両の有資格者が運転すること。

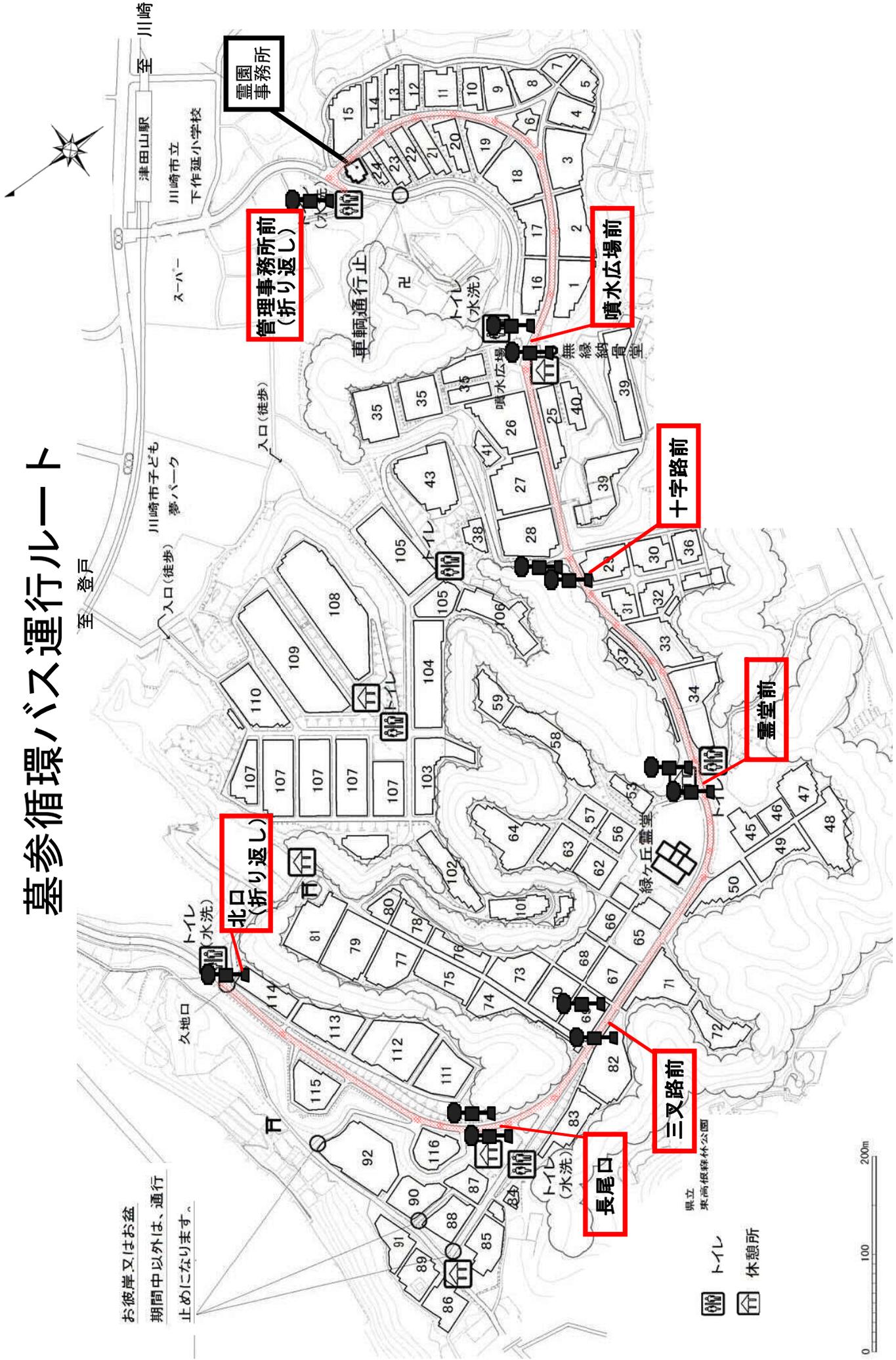
#### ウ 保険について

使用する車両ごとに、業務上必要とされる保険に加入すること。

エ その他注意事項

- (1) 履行時間には、準備・後片付け等の時間は含まない。休憩時間及び交代等の人事労務管理等は、受託者の責任で行い、円滑に業務を履行すること。
- (2) 慢性的な渋滞及び災害時の運行については事務所に連絡し指示を仰ぐこと。
- (3) 当該委託業務に関する川崎市より指示される業務を行うこと。

# 墓参循環バス運行ルート



## 墓参バス発着(予定)時刻表

### 1号車

	発停留所名	発時刻	着停留所名	着時刻
1	管理事務所前	9:00	管理事務所前	9:25
2	管理事務所前	9:30	管理事務所前	9:55
3	管理事務所前	10:00	管理事務所前	10:25
4	管理事務所前	10:30	管理事務所前	10:55
5	管理事務所前	11:00	管理事務所前	11:25
6	管理事務所前	11:30	管理事務所前	11:55
7	管理事務所前	12:00	管理事務所前	12:25
8	管理事務所前	12:30	管理事務所前	12:55
9	管理事務所前	13:00	管理事務所前	13:25
10	管理事務所前	13:40	管理事務所前	14:05
11	管理事務所前	14:30	管理事務所前	14:55
12	管理事務所前	15:10	管理事務所前	15:35
13	管理事務所前	15:50	管理事務所前	16:15
14	管理事務所前	16:25	管理事務所前	16:50
15	管理事務所前	17:00	北口	17:12

### 2号車

	発停留所名	発時刻	着停留所名	着時刻
1	北口	9:00	管理事務所前	9:12
2	管理事務所前	9:15	管理事務所前	9:40
3	管理事務所前	9:45	管理事務所前	10:10
4	管理事務所前	10:15	管理事務所前	10:40
5	管理事務所前	10:45	管理事務所前	11:10
6	管理事務所前	11:15	管理事務所前	11:40
7	管理事務所前	11:45	管理事務所前	12:10
8	管理事務所前	12:15	管理事務所前	12:40
9	管理事務所前	12:45	管理事務所前	13:10
10	管理事務所前	13:20	管理事務所前	13:45
11	管理事務所前	14:10	管理事務所前	14:35
12	管理事務所前	14:50	管理事務所前	15:15
13	管理事務所前	15:30	管理事務所前	15:55
14	管理事務所前	16:10	管理事務所前	16:35
15	管理事務所前	16:40	北口	16:52
16	北口	17:00	管理事務所前	17:12

### 注意事項

- ・各バス停では、乗客の有無に関わらず必ず「停車」し、バス停名をアナウンスする。
- ・バス停名「管理事務所前（かんりじむしょまえ）」、「噴水広場前（ふんすいひろばまえ）」、「十字路前（じゅうじろまえ）」、「霊堂前（れいどうまえ）」、「三叉路前（さんさろまえ）」、「長尾口（ながおぐち）」、「北口（きたぐち）」
- ・乗客数をカウントし、定員を超えて乗車することのないよう十分注意する。なお、補助席は使用しない。
- ・全員が着席してから発車する。また、乗客は高齢者が多いため、「乗降を急がせない」様に努めるものとする。
- ・各便の発着時間（発着とも管理事務所前）と乗車率を記録する。
- ・折返し地点の「管理事務所前」、「北口」では、誘導員のUターン誘導指示に従う。
- ・下車するバス停等を尋ね案内する。
- ・路上駐車等でスムーズに運行できないとき、車両の移動を促す。
- ・乗車定員超過のため、乗車できないときは、乗客に丁寧に断るとともに停留所名、時刻を記録する。

## 緑ヶ丘霊園秋春彼岸交通誘導ほか業務委託 仕様書

1 件名:緑ヶ丘霊園秋春彼岸交通誘導ほか業務委託

2 場所:川崎市高津区下作延1, 241番地

3 内容:

(1) 交通誘導・警備業務

来園者の安全及び車両事故等の防止を目的として、園内に配置した交通標識に従い、安全かつ的確な交通誘導及び案内を行う。

主園路において、津田山口から久地口・長尾口への車両一方通行規制(緊急車両除く)を実施し、迂回などの案内を的確に行う。業務開始の際、各配置場所に伏せてある立看板と覆いをかけてある標識を設営し、業務終了の際、設営前の状態に復する。(交通標識配置図参照)

(2) 園内循環バス誘導業務

歩行者の安全を最優先し、安全かつ的確に、折返等の車両誘導を行う。

4 履行期間及び配置人数

(1) 秋彼岸

ア 交通誘導・警備業務

(ア) 平成24年9月17日(月・祝):28人日

(イ) 平成24年9月22日(土・祝):28人日

(ウ) 平成24年9月23日(日):28人日

イ 園内循環バス誘導業務

(ア) 平成24年9月20日(木):3人日

(イ) 平成24年9月21日(金):3人日

(2) 春彼岸

ア 交通誘導・警備業務

(ア) 平成25年3月17日(日):28人日

(イ) 平成25年3月20日(水・祝):28人日

(ウ) 平成25年3月23日(土):28人日

イ 園内循環バス誘導業務

(ア) 平成25年3月21日(木):3人日

(イ) 平成25年3月22日(金):3人日

5 履行時間

(1) 交通誘導・警備業務:午前9時00分～午後16時00分(昼食休憩45分含む)

(2) 園内循環バス誘導業務:午前9時00分～午後17時00分(昼食休憩45分含む)

6 業務従事者の資格等

(1) 配置する警備員は、警備員教育(新任・現任)を受講している者で、警備業法及び関係法令に定められた警備員の制服を着用し、かつ、名札を装着の上、業務にあたること。

(2) 受託者は、川崎市から業務を受託した者として、品位を保ち、言動等に注意して、来園者及び近隣住民等への対応に十分配慮すること。

7 提出書類

(1) 契約締結前に提出するもの

ア 警備契約内容書(警備業法第19条第1項による書面)

(2) 契約締結後に提出するもの

ア 警備契約報告書等(警備業法第19条第2項による書面)

イ 警備計画書

業務の実施に先立ち、霊園事務所と協議した上で、警備計画書を提出すること。警備計画書には、以下の内容を含むものとする。

- ・ 警備員の配置計画(配置場所、人員、従事者名簿、時間等)及び配置図
- ・ 警備業務の実施に係る指揮系統図
- ・ 緊急時における連絡体系図
- ・ 業務責任者に関する事項

(①氏名、②生年月日、③経歴書、④受注者との雇用関係を証明する書類 )

ウ 警備報告書

各業務日毎に、警備報告書(指定書式)を作成し報告する。

(3) 警備報告書には警備状況が確認できる写真及び従事者数が確認できる写真を添付すること。

8 留意事項

- (1) 配置する警備員は、無線機等を使用し、相互に連絡を密に取れる体制を整えること。業務上必要な物品(無線機等含む)は、受託者の負担により、用意すること。
- (2) 受託者は、業務実施に先立ち、発注者と十分な打合せを行うこと。
- (3) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密事項を、第三者に漏らしてはならない。
- (4) 履行時間には、準備・後片付け等の時間は含まない。食事休憩・交代等の人事管理等は、受託者の責任で行い、円滑に業務を履行すること。
- (5) 業務終了時刻に変更が生じる場合は、事前に監督員と協議の上、その指示に従うこと。
- (6) 受託者は、その責に帰すべき事由により、第三者及び発注者に対して損害を与えた時は、その損害を賠償すること。
- (7) 記載内容への疑義が生じた時及び本仕様書に定めのない事項については、速やかに発注者の指示を受け、適切に履行すること。
- (8) 当該業務の実施にあたっては、警備業法及び関係法令を遵守すること。

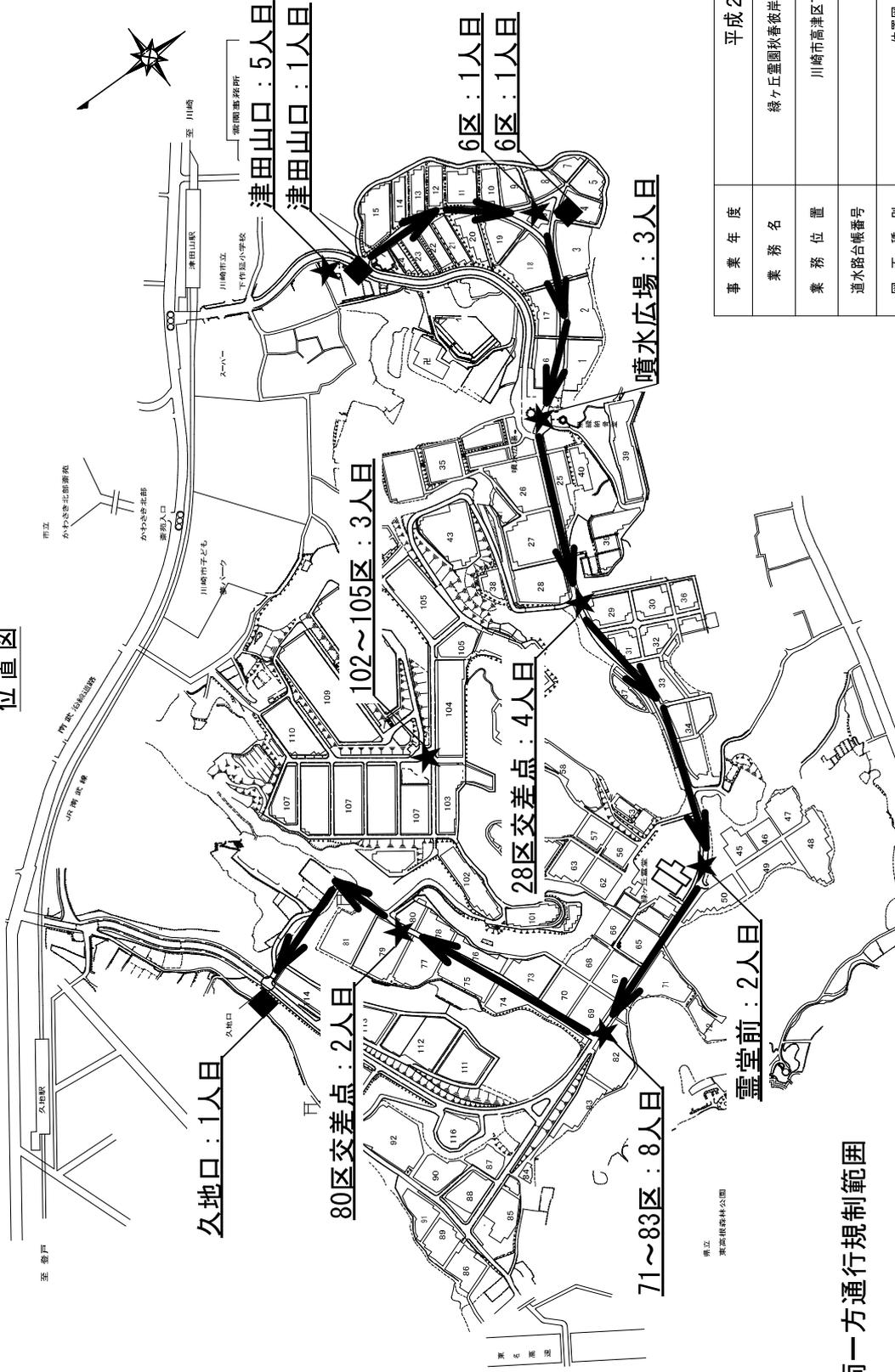
9 特記事項

(1) 園内循環バス誘導業務

ア 誘導員は、車両との距離を常に安全に保ち、車両の斜め後方で、車両後方・両側面に注意し、呼笛により誘導すること。なお、事故防止のため、車両背後での誘導は絶対に行わないこと。

イ 誘導員は、車両誘導中、呼笛の故障及びその他の理由により安全に誘導ができないと判断した時は、車体を手で叩く等臨機の措置により速やかに誘導を中止し、安全に停車させること。

# 位置図



## 凡例

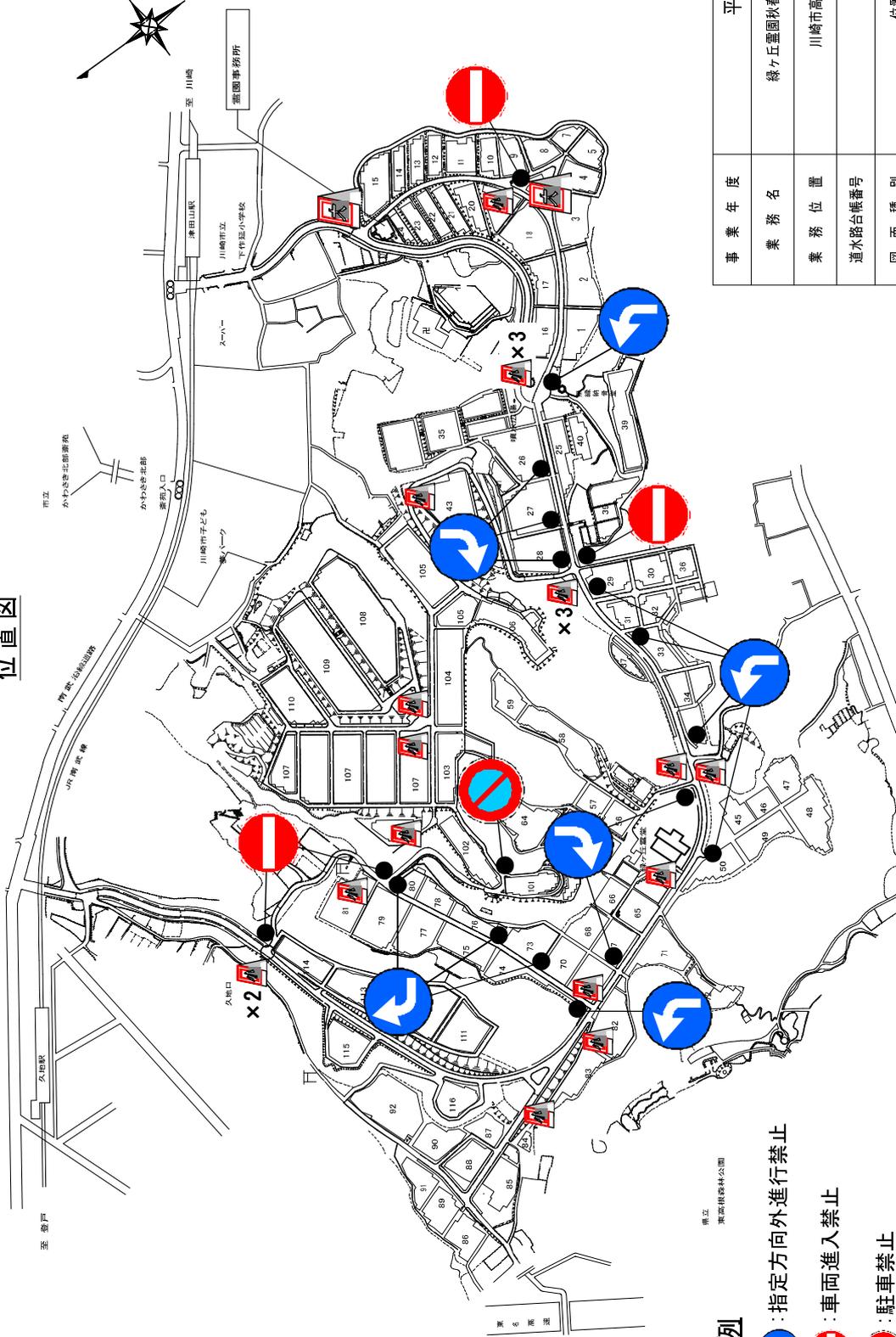
← : 車両一方通行規制範囲

## 工種別集計表

記号	名称	形状寸法	数量	単位	備考
★	交通誘導・警備	0時~18時勤務、実働6h15m	168.0	人日	秋番彼岸とも28人日×3日
◆	園内循環バス誘導	0時~17時勤務、実働7h15m	12.0	人日	秋番彼岸とも3人日×2日

事業年度	平成24年度				
業務名	緑ヶ丘霊園秋番彼岸交通誘導ほか業務委託				
業務位置	川崎市高津区下作延1,241番地				
進水路台帳番号					
図面種別	位置図(警備員)				
縮尺	図面枚数	2枚/内其ノ1			
設計年月日	平成24年	7月	日	課長	所長
設計	審査	係長	課長補佐	課長	所長
川崎市建設緑政局霊園事務所					

# 位置図



## 凡例

-  : 指定方向外進行禁止
-  : 車両進入禁止
-  : 駐車禁止
-  : 大看板(津田山口からはできません)
-  : 小看板(出口は久地口・長尾口です)

事業年度	平成24年度	
業務名	緑ヶ丘霊園秋春彼岸交通誘導ほか業務委託	
業務位置	川崎市高津区下作延1,241番地	
道水路台帳番号		
図面種別	位置図(交通標識)	
縮尺	図面枚数	2枚/内其ノ2
設計年月日	平成24年7月 日	
設計	審査	係長 課長補佐 課長 所長
川崎市建設緑政局霊園事務所		

# 緑ヶ丘霊園サクラ並木外観診断業務委託

## 仕様書

### 第 1 章 総 則

#### (業務の目的)

第1条 本業務は、緑ヶ丘霊園のサクラ並木の外観診断を行い、樹勢や活力、樹木健全度を判定し、適正管理の指針とするものである。

#### (適用範囲)

第2条 緑ヶ丘霊園サクラ並木外観診断業務委託仕様書（以下「本仕様書」という）は、発注者が作業を実施するにあたり、受託者が遵守しなければならない事項を定めるものである。

#### (準拠する法令等)

第3条 本業務は、本仕様書ならびに次に掲げる関係法規等に準拠し、実施するものとする。

- (1) 川崎市条例及び契約規則
- (2) 建設業法
- (3) 道路交通法
- (4) 労働省省令32号（労働安全衛生規則）
- (5) 労働者災害保健法及び同施行規則
- (6) 労働基準法及び職業安定法ならびに同施行規則
- (7) ディーゼル車の使用に関する、神奈川県生活環境の保全等に関する条例

#### (提出書類)

第4条 本業務の着手にあたり、受託者は発注者と十分な打合せを行い、次に定める書類を発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 工程表
- (3) 委託業務代理人・技術者届
- (4) 委託業務代理人・作業員届
- (5) 技術者経歴書
- (6) 組織表
- (7) 業務実施計画書
- (8) その他発注者が必要と認める書類

#### **(配置技術者)**

第5条 受託者は委託に従事する作業員に樹木医の資格を保有している者が診断調査を行うこととし、1名以上配置すること。また、複数のグループに分かれて診断調査を進める場合においても、各グループ内には必ず1名以上の樹木医を配置すること。

なお、本業務の着手にあたり、資格認定証または、必要に応じてこれまでの業務の履行実績証明する書類を提出すること。ただし、発注者が前記に該当しないと認めた者、または、不都合の行為があった者に対しては従業を停止し、または、退去を命ずることがある。

#### **(品質証明及び訂正)**

第6条 成果品納入後といえども不良箇所、誤り等不適當な部分が発見された場合は、受託者の責任において速やかに訂正、補充をしなければならない。なお、訂正等に要する経費は、受託者の負担とする。

#### **(再委託等の禁止)**

第7条 受託者は、受託した全ての業務について第三者に委託し、また請け負わせてはならない。

#### **(秘密の保持)**

第8条 受託者は、前条に記載した個人情報に限らず、業務により知り得た情報等一切の事項は、いかなる場合も他の者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、成果物を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

#### **(権利の帰属)**

第9条 本業務における成果品の著作権は、すべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく使用、流用してはならない。

#### **(費用負担)**

第10条 本業務の検査や調査等の費用については受託者の負担とする。また、契約書、仕様書に明記されていないものでも、業務上当然に必要な軽易なものは受託者の負担とする。

#### **(官公署等への手続き)**

第11条 本業務に必要な関係官公署等への諸手続きは、受託者において迅速に処理しなければならない。この場合、これらの諸手続きに要する費用は、受託者の負担とする。

- 2 本業務に関して関係官公署、付近住民と交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、速やかに監督員に報告し協議すること。

#### (損害の負担)

第12条 受託者は、本業務によって樹木に枯死又は原型を失する程度に枯損を与え、その他の工作物に被害等が生じた場合は、受託者の費用で期限内に原品と同等以上のものを取り替えて原型に復することとする。

- 2 受託者の怠慢過失により生じた損害はすべて受託者の負担とする。

#### (安全管理)

第13条 受託者は、「労働安全衛生規則」等の関係法令により、自らの安全管理基準等を定めるなど、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生の防止に努める。

- 2 受託者は、流水及び水陸交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう、交通及び保全上十分な注意をする。特に交通及び保全に関係する作業については、関係官公署の指示事項を厳守し、十分な施設を設置する。
- 3 受託者は、公衆の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するため、必要な措置をとる。
- 4 受託者は、施工に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故、又は第三者に損害を与えた事故が発生したとき、応急措置等の所要の措置を講ずると共に、事故発生の原因及び経過、事故による損害の内容等について、遅滞なく監督員に報告する。
- 5 施工にあたり、道路ならびに道路付属物及び占用物件等を損傷しないように充分注意すること。万一、損傷した場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けて、受託者の負担で原形に復旧する。
- 6 受託者は、作業器具、ごみ類等を交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、速やかに搬出する。

#### (疑義)

第14条 本業務遂行において疑義が生じた場合、発注者・受託者協議のうえ、発注者の指示に従い誠意をもって対応するものとする。

## 第 2 章 業務概要

### (業務概要)

第15条 受託者は、本業務の実施にあたり、仕様書、図面、添付書類を熟読のうえ、現場調査を行い、材料、労力、その他の準備が整った後、着手すること。

2 本業務の概要は以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料整理
- (3) 打合せ協議
- (4) 外観診断
- (5) 成果品作成
- (6) 検定・検査等

### (計画準備)

第17条 本業務が滞りなく円滑に遂行できるよう、作業場所・人員・使用機材などの作業環境を整備するとともに、各作業を計画的に進める全体工程計画を立案するものとする。

2 業務着手時に、発注者と十分に協議を重ね、本業務を遂行するための業務計画を立案するものとする。

### (資料整理)

第18条 本業務を円滑に遂行するために前条までの資料整理を実施する。また緑ヶ丘霊園参道サクラ台帳の樹木番号と統一を図り、成果品に反映させること。

### (打合せ協議)

第19条 本業務の遂行にあたり、打合せ・協議、定期報告を適宜行い、発注者・受託者の緻密な連携を実施することとする。

- 2 打合せ・協議結果については、打合せ記録簿として整理し、発注者・受託者双方で協議内容とその結果を確認できるようにしなければならない。
- 3 打合せ回数は、初回時、納品時の計2回を基本とする。

### (外観診断)

第20条 本業務の外観診断は目視を中心にしてナイフ、バール、木槌、鋼棒、シャベル、双眼鏡、ルーペ、梯子（脚立）、巻き尺などの道具を使用して行う。

### (成果品作成)

第21条 診断後には前条の診断結果を樹木診断カルテ（外観診断）【様式1】、樹木診断一覧表【様式2】、今後の診断一覧表【様式3】、にまとめて作成すること。併せて、位置図と記録写真も共に成果品として作成すること。

#### (検査・検定等)

第22条 本業務において作成された樹木診断カルテや報告書については、発注者の検査を受けるものとする。なお、検査の結果、不具合が判明した場合には、再度現地での調査を実施し、発注者の承認を得ることとする。

## 第 3 章 業務内容

### 第1節 外観診断

#### (業務の内容と手法)

第23条 下記の(1)から(6)までの手法で診断業務を遂行すること。

#### (1) 路線情報ほか

##### ①路線名

対象路線名を記入すること。(d 中央通り、f 久地口)

##### ②樹種名

対象路線に植栽されている樹種を記入すること。

##### ③樹木No.

樹木番号は、対象路線名+樹木番号とすること。樹木診断カルテのファイル名には対象路線名+樹木番号+樹種+診断日時数字8桁を記入すること。また、樹木番号については、緑ヶ丘霊園参道サクラ台帳の樹木番号と統一させること。

##### ④診断日

外観診断した日付を記入すること。

##### ⑤樹木医

外観診断した樹木医の氏名を記入すること。

#### (2) 形状寸法

##### ①樹高 (H)

概ね 10m程度の樹木では測高桿を使用し計測する。10mを越え、測高桿では計測不可能な場合はブルーメライスなどの機器を使用し計測する。なお、徒長枝は除く。表示は0.5m単位とする。

##### ②幹周 (C)

地上 1.2m位置の幹の周長をスチールまたはエスロン製メジャーで計測する。なお、計測位置が枝の分岐部や異常な凹凸部となった場合には、その下側の適切な位置で計測する。表示は0.5cm単位とする。

##### ③枝張り (W)

平均的な樹冠幅の位置でメジャー等を使用し、樹冠幅を計測する。なお、徒長枝は除く。表示は0.5m単位とする。

### (3) 活力（樹勢・樹形）

目視または必要に応じて双眼鏡を使用し、葉の大きさ・葉の色・枝の伸長量・枝折れ状況等を観察し、判定する。また、参道のサクラとして相応しい樹形になっているか否かについて同様に判定する。活力判定基準、活力判定を表3-1に示す。

表3-1 活力判定基準及び活力判定

診断項目	診断基準				
	1	2	3	4	5
樹勢	旺盛な生育状態を示し、被害が全く見られない	いくぶん被害の影響を受けているがあまり目立たない	異常が明らかに認められる	生育状態が劣悪で回復の見込みが低い	ほぼ枯死している
樹形	望ましい樹形を保っている	若干の乱れはあるが、望ましい樹形に近い	望ましい樹形の崩壊が、かなり進んでいる	望ましい樹形がほぼ崩壊し、奇形化している	望ましい樹形が完全に崩壊している

### (4) 外観調査（骨格大枝及び付根部・幹・根元）

- 目視により、損傷（樹皮枯死・欠損）・腐朽・空洞の規模を調査し、また必要に応じてナイフで樹皮を剥皮し、材の状況を判断する。
- 樹皮枯死・欠損、芯達開口空洞、心未達開口空洞はその高さと同位置の周囲長を測定し、周囲長比率を計算し、1/3未満か1/3以上を判定する。
- 土壌で覆われた根元の状態を知るために、必要に応じて根元周囲の土壌の掘削、鋼棒の貫入を行い、腐朽状況等を調査する。地上からでは判断できない高所部位（特に大枝の分岐部）では、脚立や枝打ちハシゴを使用して調査する。
- 根元などに異常（キノコの発生や腐朽）を発見した場合には、根に影響を与えないようにして、20cm程度の掘削を行い、その状況について調査する。木槌打診により、幹や大枝における大規模な空洞の有無を確認する。
- 根元の揺らぎ、鋼棒貫入異常、巻根、異物の食い込み、ルートカラーが見えないといった状況の時も同様に根元周りの掘削を行い調査する。
- ナイフなどでの剥皮や木槌打診は最小限に抑え、損傷を与えた場合は防菌・癒合促進剤を塗布する。感染力の強い病原菌に侵された患部に使用した器具は、使用后ただちに消毒を行う（アルコールを湿したガーゼなどで、付着物を拭き取る。ただし、材や樹皮を直接消毒してはならない）。以上の処置を施してから次の樹木の作業に入ること。作業終了後の保管の際にも同様とすることが望ましい。
- 建築限界を幹や枝が越えていないかを調査する。車道側4.5m、歩道側2.5mの建築限界に幹や枝がどの高さでどの程度侵入しているかを調査する。

- 調査した結果は樹形略図に示す（図3-1）。調査結果を樹形スケッチに記入するが、スケッチは写真で代用することができる。被害の内容とその位置を示す（図の裏側に在る場合は曲線の→で示す）。樹皮欠損などの寸法および同位置の周囲長（括弧書きの数字）、空洞の深さおよび同位置の幹径（分数式で表わす）、木槌打診異常の範囲、精密診断必要箇所（Rに→）、揺れ、剪定箇所等を図示する。
- 調査した結果と判定基準により、外観判定を行う。外観診断の判定基準を、表3-2に示す。

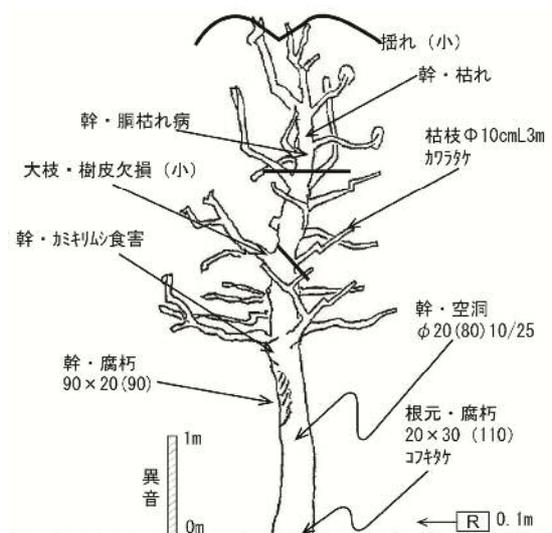


図3-1 樹形略図

表3-2 外観診断判定基準

部位等	項目	被害程度	判定
活力	樹勢・樹形	1または2 → 3 → 4 → 5 →	概ね異常なし 今後観察が必要 今後観察が必要(または、植替えが必要) 植替えが必要
骨格大枝 及び 付根部	樹皮枯死・欠損と材 の腐朽 亀裂も含める (周囲長比率)	なし → 1/3 未満、腐朽なし→ 1/3 未満、腐朽あり→ 1/3 以上、腐朽なし→ 1/3 以上、腐朽あり→	概ね異常なし 今後観察が必要(状況により、剪定が必要) 今後観察が必要(状況により、剪定が必要) 今後観察が必要(状況により、剪定が必要) 剪定が必要
	芯達開口空洞 (周囲長比率)	なし → 1/3 未満 → 1/3 以上 →	概ね異常なし 今後観察が必要 剪定が必要
	芯未達開口空洞 (周囲長比率)	なし → 1/3 未満 → 1/3 以上 →	概ね異常なし 今後観察が必要(状況により、剪定が必要) 剪定が必要
	キノコ	なし → あり →	概ね異常なし 剪定が必要
	木槌打診異常	なし → あり →	概ね異常なし 今後観察が必要(必要に応じ精密診断、 状況により、剪定が必要)

部位等	項目	被害程度	判定
骨格大枝 及び 付根部	がん腫等病害、 虫ふん等虫害	なし →	概ね異常なし
		あり →	今後観察が必要(状況により、剪定が必要)
	枯枝	なし →	概ね異常なし
		あり →	剪定が必要
	建築限界越え	なし →	概ね異常なし
		あり →	剪定が必要(状況により、残す場合は接触に対する注意喚起などが必要)
幹	樹皮枯死・欠損と材 の腐朽 (周囲長比率)	なし →	概ね異常なし
		1/3 未満、腐朽なし→	今後観察が必要
		1/3 未満、腐朽あり→	今後観察が必要(必要に応じ精密診断)
		1/3 以上、腐朽なし→	今後観察が必要(必要に応じ精密診断)
		1/3 以上、腐朽あり→	精密診断が必要(状況により植替えが必要)
	芯達開口空洞 (周囲長比率)	なし →	概ね異常なし
		1/3 未満 →	今後観察が必要(必要に応じ精密診断)
		1/3 以上 →	植替えが必要
	芯未達開口空洞 (周囲長比率)	なし →	概ね異常なし
		1/3 未満 →	今後観察が必要(必要に応じ精密診断)
		1/3 以上 →	今後観察が必要(必要に応じ精密診断、 状況により植替えが必要)
	キノコ	なし →	概ね異常なし
		あり →	今後観察が必要 コキタケ等の場合、必要に応じ精密診断 コキタケ等の場合、状況に応じ植替えが必要
木槌打診異常	なし →	概ね異常なし	
	あり →	今後観察が必要(必要に応じ精密診断、状況 により、植替えが必要)	
がん腫等病害、 虫ふん等虫害	なし →	概ね異常なし	
	あり →	今後観察が必要(状況により、剪定・植替えが 必要)	
枯幹	なし →	概ね異常なし	
	あり →	剪定が必要	
建築限界越え	なし →	概ね異常なし	
	あり →	植替えが必要(状況により、残す場合は接触 に対する注意喚起などが必要)	

部位等	項目	被害程度	判定
根元	樹皮枯死・欠損と材の腐朽 (周囲長比率)	なし →	概ね異常なし
		1/3 未満、腐朽なし→	今後観察が必要
		1/3 未満、腐朽あり→	今後観察が必要(必要に応じ精密診断)
		1/3 以上、腐朽なし→	今後観察が必要(必要に応じ精密診断)
	芯達開口空洞 (周囲長比率)	1/3 以上、腐朽あり→	精密診断が必要(状況により植替えが必要)
		なし →	概ね異常なし
		1/3 未満 →	今後観察が必要(必要に応じ精密診断)
	芯未達開口空洞 (周囲長比率)	1/3 以上 →	植替えが必要
		なし →	概ね異常なし
	キノコ	1/3 未満 →	今後観察が必要(必要に応じ精密診断)
		1/3 以上 →	今後観察が必要(必要に応じ精密診断、状況により植替えが必要)
	木槌打診異常	なし →	概ね異常なし
		あり →	今後観察が必要(必要に応じ精密診断、状況により、植替えが必要)
がん腫等病害、虫ふん等虫害	なし →	概ね異常なし	
	あり →	今後観察が必要(状況により、植替えが必要)	
不自然な樹幹傾斜	なし →	概ね異常なし	
	あり →	今後観察が必要(状況により、植替えが必要)	
根元の揺らぎ	なし →	概ね異常なし	
	あり →	今後観察が必要(状況により、植替えが必要)	
鋼棒貫入異常、巻根、異物の食い込み	なし →	概ね異常なし	
	あり →	今後観察が必要(必要に応じ精密診断、状況により、植替えが必要)	
ルートカラー	見える →	概ね異常なし	
	見えない →	今後観察が必要	
露出根の被害	なし →	概ね異常なし	
	あり →	今後観察が必要(状況により、植替えが必要)	

### (5) 立地平面図など

- ・ 樹木の立地位置周囲の状況を立地平面図（図3-2）に図示するとともに、樹形による根元に掛かる応力、生育環境の特記事項、有効土層の厚さについて判定する。
- ・ 立地平面図には、樹木の位置、樹木周囲の植栽、植栽形態、車道、歩道、周辺の建築等の名称、スケッチ位置と方向等について記入する。樹冠の広がりや傾斜の方向等を点線などで表示する。不自然な樹幹傾斜がある場合は、傾斜の方向等を記入する。
- ・ 「樹形の特徴による、根元に掛かる応力」について判定し、その理由など等について記入する。「生育環境の特記事項」について、気象による影響・周辺の土地利用・植栽地の形状・立地位置における障害対象条件などの内容について、その状況を記入する。
- ・ 「植栽基盤の状況」について、露出根の状況などの観察や、鋼棒等を用いた植栽基盤の状況の予測について判断し、その状況を記入する。地上の露出した根系の切断や腐朽、枯死・欠損等の欠陥がないか、また、予測される根系伸長を阻害する植栽基盤の構造、土壌の流出、土壌の盛り上がり、土壌の固結がないかなど根系の発達および支持力に影響を及ぼすと予測される状況を確認・記述する。
- ・ これらの判定を考慮に入れて健全度判定を行う。

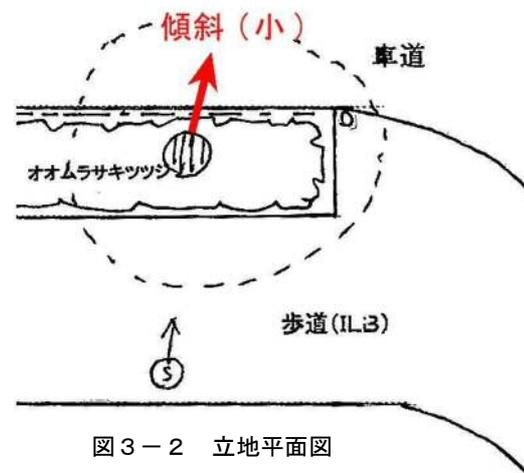


図3-2 立地平面図

### (6) 外観診断写真撮影内容

本業務の写真撮影内容は下記のとおりとする。

①毎木撮影（樹木診断カルテに添付する）

②特に診断上問題があるものについては、問題箇所の局部写真を撮影し、発生している問題が把握できるようにする。

例：キノコ、空洞、腐朽、枝枯、幹の分岐部の腐朽、根のつけ根の腐朽など病状毎に最低一箇所を撮影する。

(健全度判定)

第24条 (1) から (6) までの結果を総合して、健全度判定を表3-3に基づいて行う。

表3-3 健全度判定結果

健全度	判定の結果
A 健全	各種診断によって、樹勢や樹形及び樹木の活力や材質腐朽などの被害について、概ね異常がないとされたもの
B1 健全に近い	各種診断によって、樹勢や樹形及び樹木の活力や材質腐朽などの被害が見られるが、その程度が軽微で、局所的な処置あるいは当面の間、処置が必要とされないもの
B2 おおむね健全	<ul style="list-style-type: none"><li>各種診断によって、活力の低下や腐朽の進行が見られ、注意を要するとされたもの</li><li>診断によって、大枝や双幹の一方の切断などが必要とされ、今後活力の低下が予測されるもの</li></ul>
B3 不健全に近い	<ul style="list-style-type: none"><li>健全度 B2 と比較して病害の進行や活力の低下が見られ、何らかの処置を施さない限り回復の確率が低いもの</li><li>樹幹内部の腐朽割合などが断面積で 50% に達していないもの</li><li>著しく樹形が崩壊し回復不可能とされたもの</li></ul>
C 不健全	<ul style="list-style-type: none"><li>極めて不健全な状態にあり、今後回復の見込みは全く望めないもの</li><li>樹幹内部の腐朽割合が断面積で 50% 以上あるとされたもの</li><li>倒木や枝折れの危険があるもの</li></ul>

(今後の処置)

第25条 健全度判定の結果より、観察・処置について報告する。

(1) 観察

- 診断・判定結果により、診断または観察を行うことが望まれる周期（短期・中期・長期）について記入する。
- 原則として B3 判定樹木は短期、B2 判定樹木は中期、B1 および A 判定樹木は長期とする。短期は1年、中期は3年、長期は5年を基本とする。

(2) 処置

- 診断の結果、必要となる処置について記入する。

ア 【撤去】 C 及び B 判定となり、幹折れの危険等があるもの

イ 【幹の切除】

切除により折損危険箇所を取り除くことが可能で、切除後も当該木を残すもの

**ウ 【剪定】 診断・判定の結果から必要と考えられる剪定方法について記入**

枯枝	枯枝の除去
支障枝	建築限界を越える枝や標識の視認に傷害となる枝、絡み枝等の除去
基本剪定	立ち枝、絡み枝の除去などを含む樹形を整える剪定
樹高低減	風による影響を軽減するために樹高を大きく低減させる剪定
切り戻し	伸び過ぎて折損する恐れのある枝を途中で剪定し、危険を回避する剪定

**エ 【支柱】 診断の結果により必要となる支柱に関する処置について記入**

撤去	破損して効果の失われたもの、幹に接触しているもの、樹木が健全で不要とされるもの
再設置	揺れがあるなど、支柱による支持力の補強が必要とされるもの
結束直し	支柱材は良好だが、結束のみ外れているもので、支柱が必要とされるもの
リヤ-結束	裂ける又は折損する危険があるが保存したい枝を、他の枝とリヤ-で結束し支持できるもの
その他	樹木が大きく、特別な大型支柱の設置が必要な場合等

**オ 【薬剤散布】 診断された病虫害に対し、有効な薬剤施用方法について記入**

**カ 【その他】 異物の食い込みなどに対する措置、樹勢回復処置について記入**

施肥	肥料不足により生長に影響があり、肥培による効果があると判定されたもの
土壤改良	根系の発達を阻害する土壤条件などを改善することが必要なもの
保護柵設置	人による踏圧、自転車等による傷害を避けることが必要なもの
その他	根元に食い込む舗装やツリーサークル等除去することが可能なもの

## 第 4 章 成 果 品

**(成果品)**

第26条 本業務において納入する成果品は下記のとおりとする。

- (1) 樹木診断カルテ【様式1】
- (2) 樹木診断一覧表【様式2】【様式3】
- (3) 樹木位置図
- (4) 記録写真
- (5) 作業報告書

※診断対象樹木は毎木全景写真を撮影し、また特に異常の見られる箇所については局部写真を撮影すること。

※電子データ2部、紙データ1部を提出すること。